

第3期 第2回  
高圧ガス規格委員会  
議事録(案)

資料 17  
(第3期 第3回)  
高圧ガス規格委員会  
平成 25 年 3 月 29 日

1 日 時 : 平成 24 年 8 月 7 日(火) 14:00~16:00

2 場 所 : 高圧ガス保安協会 第 2・3 会議室

3 出席者 : (敬称略・順不同)

委員長 : 木村

委 員 : 大谷、三宅<sup>(淳)</sup>、堀口、駒田、渡辺、石塚、小林、綱島、加藤、山崎、三宅<sup>(博)</sup>、  
萩原、小澤、岩本、志賀、土屋、吉澤、宇都宮

オブザーバー 小田(経産省 保安課)

市村((社)日本エルピーガスプラント協会)

KHK : 安田、松本、須知、太田、長沼、小山田、鈴木、市川、宮下、篠田

4 配布資料

資料 9 第 3 期 第 1 回高圧ガス規格委員会議事録(案)

資料 10 高圧ガス規格委員会 技術基準整備 3 ヶ年計画(平成 24~26 年度)

資料 11 LP ガスバルク貯槽移送基準(KHKS 0740)について

資料 12 LP ガスバルク供給基準(KHKS 0501)の見直しについて

資料 13 可とう管に関する基準(KHKS 0803)の見直しについて

資料 14 危害予防規程の見直しについて

資料 15 保安検査基準・定期自主検査指針(液化石油ガス岩盤備蓄基地関係)

の制定について

資料 16 ASME Delegate 活動報告

## 5 挨拶、委員紹介等

本委員会より新たに委員に就任された以下1名について紹介があった。

大分県 宇都宮委員

また、本日、欠席の委員は以下1名であった。

東京大学 土橋委員

委員紹介等終了後、弊協会 安田理事より挨拶があった。

## 6 議事概要

### 6.1 議題(1) 前回議事録(案)の確認・承認

事務局から資料9について、事前に各委員に送付済みである旨及び事前送付・確認の結果、内容に関わるもので修正を一部行った旨の説明があった。その後、委員より誤字を訂正するようコメントがあり、後日、訂正することで資料9を正式な議事録とすることについて、出席委員(19名)による挙手による採決が行われ、出席委員全員(19名)の賛成により可決となった。

### 6.2 議題(2) 技術基準整備3ヶ年計画(平成24~26年度)について

事務局から資料10について技術委員会において承認された旨説明があった後、以下のとおり質疑応答等があった。

○資料中、N024 LP ガス自動車用クイックカップリング基準(KHKS 0705)及びN025 LP ガス自動車用過充電防止装置基準(KHKS 0706)については、内容の多くは、道路運送車両法の補完基準であるLPガス自動車構造取扱基準において定められている。

現在、LPガス自動車普及促進協議会において、検討が進められているが、同取扱基準の改正は、早くとも来年以降となる。従って、KHKSの廃止についてはその後の作業となる。

### 6.3 議題(3) LPガスバルク貯槽移送基準(KHKS 0740)について

事務局から資料11について書面投票結果及びパブリックコメント結果並びに現在プロセスレビューの実施中(H24.7.31~H24.8.15)である旨説明があった後、以下の意見交換等があった。

○本基準とは、具体的にどのようなものか。

→高圧ガス保安法第23条の移動の基準での容器は、広義の容器(移動用容器、圧力容器)として解釈できるので、バルク貯槽を取り外して、車両に積載し、移動させる事は可能と解釈できる。しかし、移動の詳細を定めている、一般高圧ガス保安規則第50条や液化石油ガス保安規則第49条の内容は、ポンペ、シリンダーの様な移動用の容器を念頭に作成されている為、バルク貯槽の移動に関して、保安を確保する様な規制となっていない。よって、本基準は、法に規制されていない内容を付加した内容となっている。

○バルク貯槽は内部に残液、残ガスを有した状態で移動するものなのか。

→本基準の制定の目的は、火事や設備が損傷した場合の緊急時の移動を想定して作成されており、バルク貯槽の20年検査問題は想定していない基準となっている。

よって、今後は上記問題を含めて本基準の適用範囲とし、整備することとする。(事務局)

#### 6.4 議題(4) LP ガスバルク供給基準(KHKS 0501)について

事務局から資料 9 の技術基準整備 3 ヶ年計画により、今年度から資料 12 のとおり見直しを実施していく旨説明があった後、以下の意見交換等があった。

○1ton 未満のバルク貯槽において、今後、どれくらいの数量の貯槽が 20 年検査の対象となるのか。

→数量までは把握していないが、資料 9 P2 のグラフより 1ton 未満の貯槽であれば、約 23 万基の貯槽が検査することとなると予想している。

しかし、その中には、破棄される貯槽も含まれているため、多少は減少となる。

○20 年検査を実施するバルク貯槽について、検査費用によっても異なると思うが、業界として小型のバルク貯槽は交換で大型のバルク貯槽は、検査を行うと予想している。

○バルク貯槽を検査や廃棄する場合においても、貯槽内の残液、残ガスの回収は必要となる。よって、回収作業についても何らかの基準を作成し、明確にしなければならない。

○バルク貯槽の 20 年検査問題は、高圧ガス部、液化石油ガス部に係る問題であるため、今後、双方が協力し、バルク貯槽の残ガス回収等の作業が安全に行えるよう新たな基準の制定又は既存基準の見直しが必要と考える。

○P5 5 について、固定されていない貯槽の基準がないということは、バルク貯槽(残ガス有り)を検査場、貯蔵所に貯蔵する場合、容器としての扱いとなるのか。

→容器として扱えるかどうかは今後、保安課と調整する必要がある。

○固定されていない貯槽の扱いについて、バルク貯槽のような小型の設備は良いが、CE のような大型設備でも同様の扱いでよいかという点については、大いに疑問である。

○以前、保安課より LP ガスバルク貯槽の供給配管を取り外した時点で、高圧ガス保安法の規制となるとの見解であったが、残ガス、残液の回収作業方法は、高圧ガス部、液化石油ガス部のどちらが検討するのか。

→両方で検討する。

○LP ガスバルク貯槽の供給配管の取り外し等の作業中に事故が発生した場合は、どちらの事故となるのか。

→現時点では、高圧ガス保安法での事故として取り扱うこととしているが、保安課内で検討中であるため、明確にはなっていない。

○本基準は、LP ガスバルク供給設備(工業用等)を対象としたものである。よって民生用の LP ガスバルク供給設備と切り離して考えていただきたい。

なお、今回の見直しでは、資料 12 のとおり、技術的な修正の必要はないと考えている。

#### 6.5 議題(5) 可とう管に関する基準(KHKS 0803)について

資料 9 の技術基準整備 3 ヶ年計画により、今年度から資料 13 のとおり見直しを実施していく旨説明があった。

## 6.6 議題(6) 危害予防規程の見直しについて

事務局から資料 14 の説明があった後、以下の意見交換等があった。

○今年度の METI 委託において、危害予防規程の追加項目等について検討することとなっているが、その結果を、本規格委員会にて審議していく予定であるのか。

→委託事業での危害予防規程の検討内容は、地震・津波に特化したものとなっている。一方、KHKS では地震、津波以外の内容も含めた幅広い基準となっている。

よって、委託元である METI の了解も必要となるが、委託事業での見直しの内容を踏まえ、規格委員会で並行して検討する必要があるものとする。

○資料 14 のとおり、国により示されている事項について、大規模事業所では危害予防規程の項目が示されれば、詳細な内容を考えることができるが、小規模事業所では対応が難しい。小規模事業所でも対応できるような指針としていただきたい。

→小規模事業所でも活用できるよう整備できればと考える。

## 6.7 議題(7) 保安検査基準・定期自主検査指針(液化石油ガス岩盤備蓄基地関係)の制定について

事務局から資料 15 について書面投票結果、パブリックコメント結果及びプロセスレビューの結果について説明があった。

また、今後は本基準の告示指定を受けるべき申請をする準備をしていくとの連絡があった。

## 6.8 議題(8) ASME Delegate 活動報告

事務局から資料 16 に基づき、説明があった。

以上